地域管理経営計画の概要 豊田森林計画区(山口県)

森林計画区の概況

国有林野面積は236haであり、山口県西部の下関市に足河内国有林が所在しています。



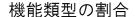
計画区内の総土地面積に占める国有林野の面積割合は0.2%、森林面積に占める割合は 0.3%となっています。

本計画区の国有林の人工林率は33%で、民有林の人工林率42%と比較しほぼ同水準にあり、 林木相互間に競合が生じてきた林分について、間伐等の森林整備を行うことにより、公益的機 能の高度発揮を図ることとしています。

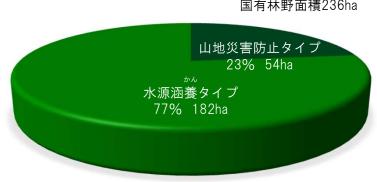
森林計画区内における森林面積の割合

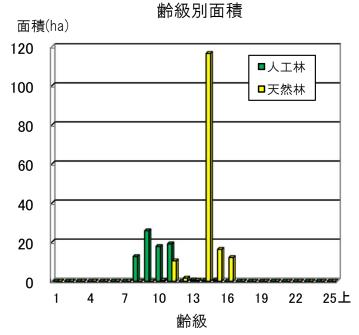
: 73,953ha 森林面積 国有林野 0.3% 森林率 : 69%

総土地面積: 107,349ha



国有林野面積236ha





- 各データは令和5年現在。
 - 四捨五入等により内訳と合計が合わない場合がある。
 - 齢級とは、5年をひとくくりにし、林齢1~5年生を1齢級、6~10年生を2齢級、以下、3齢級、4齢級と続く。

2 計画策定にあたってのポイント

災害に強い国土基盤の形成

国土の保全、水源の涵養や生物多様性の保全など、公益的機能の発揮に努めています。 特に近年の災害の激甚化を踏まえ、災害に強い安全な国土づくりとして、水源涵養機能 を高度発揮するため、国有林全てを水源かん養保安林に指定し、保安林機能の発揮に努め ます。また、治山施設の計画的な配置に努めます。

【保全施設及び保安林の整備計画】

区分	工種	新計画	国有林(市町村)
保全施設	渓間工	4箇所	足河内(下関市)
保全施設	山腹工	1 箇所	足河内(下関市)
保安林の整備	本数調整伐	29.51ha	足河内(下関市)

【本数調整伐実行箇所】





3 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

主要事業量(令和6年度~令和10年度:5か年)

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、42ha(0.5万㎡)の間伐を実施し、間伐材の有効利用に努めます。また、5ha(0.2万㎡)の主伐を実施します。

事業区分		新 計 画	現計画	増減事由
伐採総量 -	主 伐	5ha (1,649m³)	4ha (956m³)	主伐対象林分の増
	間 伐	42ha (5,369m³)	41ha (4,105㎡)	間伐対象林分の増
人工造林		4.37ha	3.67ha	主伐の増加に伴う増
更新総量	天然更新	_	_	_
保育総量	下刈	13.11ha	11.01ha	人工造林の増加に伴う増
	除 伐	_	_	_
林道事業	開 設	_	_	_
	改良	_		_
治山事業	保全施設	5箇所	_	復旧が必要な荒廃地の増加 に伴う増
	保安林の整備	29.51ha	_	整備対象森林の増加に伴う増

- 注1 主伐とは、利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。
 - 2 間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。
 - 3 更新とは、伐採等により樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。
 - 4 除伐とは、育てようとする樹木の生長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する 状態になるまでの間に行う。

4 国有林野の維持及び保存に関する事項

巡視に関する事項

山火事や廃棄物の不法投棄等による森林被害の防止、保安林の適切な管理などのため、 森林の巡視や境界標識の設置に努めるとともに、境界の保全等による国有財産としての管理を適切に実施します。

また、住宅地等に近接する境界周辺の立木については、周囲に被害が生じることがないよう適切な管理に努めます。

【山火事注意啓発横断幕】



【国有林境界管理のための見回り】



5 国民参加による森林の整備に関する事項

分収林に関する事項

森林資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献制度として分収造林の設定を行っており、森林整備を推進します。

種類	契約数	国有林名(市町村)	面積
分収造林	5	足河内(下関市)	9.61ha

【昭和58年に設定した分収造林地】



【昭和60年に設定した分収造林地】

